

## 北魏墓誌の銘辞とその撰文

—同一銘辞の問題を中心に—

大知 聖子

はじめに

北朝史研究において出土資料である墓誌は年々重要性を増している。その一方で、北朝墓誌の記事の内容は正史との照合による修訂・補完作業の範疇を超えていない点や、北朝墓誌の利用は諱や字、生没年、本貫、官歴、婚姻関係などを知り補うことが中心となっている問題点<sup>①</sup>が指摘されて久しい。近年では墓誌が出土文物であるという側面を重視した新しい手法の研究も徐々に増え始めているが、現状では依然として上述の利用法が中心であり、官職や家族についての記述がある墓誌の序文の精読が重視され、韻文形式の銘辞は一部の専門を除き等閑視されている。その要因は墓誌から得られる

様々な情報のうち墓主の履歴以外の分析方法が確立されていないことにあるだろう。この問題点を乗り越えるため、本稿では、量的研究を行い探索的データ分析を加え<sup>②</sup>、遠読<sup>③</sup>（数量的な分析）と精読（質的な分析）を併用する。具体的には北魏墓誌の銘辞を悉皆調査して全体的な傾向を示し、その中から浮かび上がった特徴的な事例について考察することで北魏墓誌に新たな分析の視座を加えることを試みたい。

北魏墓誌の銘辞について最も基礎的で体系的な研究を最初に行ったのが窪添慶文氏である<sup>④</sup>。この研究により北魏墓誌の形式とその定型化の具体的様相が明らかになった。最近では中国において墓誌の文体に注目した一連の研究成果がある<sup>⑤</sup>。このように銘辞の形式や文体の研究が進む中、最新の研究成果として李航氏が大変興味深い事例を紹介している<sup>⑥</sup>。それは

東魏の王假墓誌（武定元（五四三）年）と侯海墓誌（武定二（五四四）年）が別人の墓誌であるにも関わらずほぼ同じ銘辭が使われており、双方とも偽刻ではなく同一人物の撰文による兄弟篇であったとする。また窪添慶文氏も東魏の李玄墓誌（天平五（五三八）年）と任祥墓誌（元象元（五三八）年）は、銘辭がほぼ同一で序の一部も同一文言があることを指摘し、一方が偽刻の可能性もあるとしつつも、撰者が同一人物の可能性もあるとする<sup>⑤</sup>。両氏が挙げた事例はすべて東魏であるが、実はその前の北魏時代に既に同様の事例があった。本稿では北魏における同一銘辭の存在について明らかにした上で、このような現象が起こる理由について、銘辭という韻文形式の文章が北魏ではいかなる人物により作成されていたのかという点から迫りたい。

## 第一章 北魏墓誌における同一銘辭

そもそも北魏墓誌において銘辭の同一表現はどれくらい割合で存在するのだろうか。現段階で筆者が入手可能な北魏墓誌を悉皆調査してみると、完全に銘辭が一致する例は次節で扱う穆纂墓誌【史料1】と元端墓誌【史料2】のみであっ

た。むしろ他の墓誌の銘辭と同じ熟語を用いることすらほとんど無かった。具体的には北魏墓誌の銘辭部分を二文字熟語として一八四三七語抽出し、うち同一の熟語は三〇三八語であり、残る一五三九九語（約85%）は一回のみの使用であった<sup>⑥</sup>。北魏墓誌には同族墓誌も多く存在するが、たとえ出身や官職が似通っていたとしても、同じ銘辭を使用しないのが大多数である。生前の出身や官職が極めて類似する一例をあげると、元悛【梶山目録四二九】と元悛【史料5】の兄弟は、墓誌の序の祖先の記述は完全に同じであり、若くして同年同日（建義元年四月十三日・河陰の変）に死亡し、死後贈官も龍驤將軍・輔國將軍のどちらも従三品である。また両者とも「昭成皇帝之八世」とすべきところを「七世」としており、さらに墓誌文の配列も曾祖・祖・父の妻は改行して一文字下げる形式であることから、兄弟で情報が共有され形が整えられた可能性が高い。これほど共通点が多い墓誌ですら、二四句の銘辭の熟語は一つも同一表現が無いのである。

このように北魏墓誌の銘辭は他人と同一表現を使わない場合がほとんどであるが、一方、同一もしくは類似する表現を用いた銘辭を持つ墓誌も数は極めて少ないが存在する。次節ではこのような同一銘辭の具体的な事例を検討する。

(一) 穆纂墓誌【史料1】と元端墓誌【史料2】

以下の【史料】は「梶山目録」に掲載された著録をもとに筆者が拓本と対照し校訂した録文である。異体字は常用漢字に改めてある。【史料】の重複する表現はゴチック体で示す。□は判読不明の文字を示す。なお本稿の主眼は墓誌の用語の異同についての探究にあり、内容を精読する質的研究は補完的に行う。そのため序の一部を省略し、書き下しは論旨に関わる部分のみに止める。

【史料1】 穆纂墓誌銘【梶山目録二四五】

魏故東荊州長史・征虜將軍・潁川太守穆君墓誌銘

君諱纂、字紹業、洛陽人也。侍中・大尉公・黃鉞將軍・宜都貞公崇之後、冠軍將軍・散騎常侍正國之孫、司徒左長史・駙馬都尉長成之子。高祖跋、爰登太尉、而七曜貞明。曾祖壽、乃作司徒、而五品剋遜。其德禮歲蕤、洪勳彪炳、既陸離於篆素、不復具詳焉。君資岳濁之秘靈、体重明之純粹、挺琳琅以秀影、蘊衆美而成妙。至如孝踰江夏、信重黃金、百練不銷、九言剋慎。固自幼如老成、形於岐嶷矣。皇子高陽王之為太尉公、盛簡門彥、以備行參軍。時有結駟而求者、君高枕而応顯命。又南荊州刺史桓叔興蠻夷狂勃、背國重恩、婦投偽主。時

召君為東荊長史、加前將軍、統軍追賊。君弛文振武、撫衆威恩。士不銜枚而自嘿、馬闕秣而能強。追戰剋捷、橫尸掩路。君又好文而能武。文隨風拳、武逐雲奔。若乃鋒談電飛、興連雲水、皆率然巧妙、辭旨攸攸。先覺之士、盛以為王佐之才。若使永保遐齡、未可知也。而昊天不弔、景命云徂、折玉嶺之芳枝、落中天之素月。春秋卅、以大魏正光二年二月己亥朔十八日丙辰卒於京師宜年里宅。朝廷追傷、特贈潁川太守。弔問續紛、相望於路。廿八日丙寅遷窆景陵之右、往而不反、嗚呼哀哉。君秀而不爽、中遇嚴霜、曾落顏生之盛彩、復沒天子之雄光。何以述之、銘石泉堂。素骨逐玄泉而盡、清風与白日俱揚。其辭曰、惟海之淵、惟岳之浚、滄溟万尋、蒙籠千刃。寔生夫子、因心作訓、總角金箱、<sup>13</sup> 栽冠玉振。昔在簡子、有珍斯名、君之立德、恭允篤誠。秋月開霄、子与分明、長松入漢、子与分貞。瞻彼洛矣、其水汪汪、叔度百頃、君亦洋洋。方崇上爵、以副含章、如何如何、哲人其亡。長楊森聳、高松半雲、荒丘蕪沒、寒隧無春。何其一旦、此地安君、<sup>14</sup> 暮門風噎、為是啼人。倒月如電、崩流迅疾、天地詎央、君生已畢。旌挽飄飄、悲悲慄慄、不悟黃埃、覆君素袂。生榮死哀、自古先民、朱帳漸疎、白楊已親。勒銘九泉、川馥清塵、金石雖朽、德音恒新。

【史料2】元端墓誌銘【梶山目錄四三三】

魏故使持節·儀同三司·都督相州諸軍事·車騎大將軍·相州刺史元公墓誌銘

君諱端，字宣雅，河南洛陽人也。其先道武皇帝之胤，獻文皇帝之孫，丞相·高陽王之長子。其神迹杳妙之形，皇基浩汗之事，故以地載群流，乾覆万像，篆自帝經，彪於方策矣。君資太一之純氣，稟列聖之余塵。業賞貞固，風機萌於夙心，發自兒童之時，故以麟止其儀，而殊於公族者也。及五典六經之籍，國策子集之書，一覽則執其婦，再開則悟其致。所以遠邇服其風流，朝野欽其意氣。至如孝踰江夏，信重黃金，百練不銷，九言剋順。固自幼而老成，形於岐嶷矣。宣武皇帝訪拳皇枝，以華鳳閣，召君為散騎侍郎。孝明皇帝初祚万国，推賢問彥，擢君為通直散騎常侍·鴻臚少卿。以在棘瑜名，清風遠扇，軫除大常卿，常侍如故。莅之撫誨，礼樂翔穆，瑤響遐著，声聞海嶽。又遷散騎常侍·安東將軍·都督青州諸軍事·青州刺史。君乃声金辭闕，肅駕東轅，玉軼載途，弓旌亦發。其教也，不猛如成，其政也，不嚴如治。迴軒入朝，即為度支都官二曹尚書。則能禁園清諧，百揆修緒。至孝昌五年，魯地寇乱，民情勃逆，以君威名遠震，除為撫軍將軍·都督兗州諸軍事·兗州刺史·当州都督。而偽賊羊烏兒，天欲喪乱，迷不

量力，敢聚蟻徒，侵勃州境。傾國從戎，連勢遠集，重營疊柵，圍城數匝，強心固志，規一攻剋。君祇順所履，戮力王略，感恩早著，風綏以礼。士不銜枚如嚙，馬不味如無声。師<sup>15</sup>師衆桓桓，軍徒肅銳，有苦同芳，矢石共当，軍賞不足，私財斑賚，俠纘之衆，人百其勇，以實禦危，雲鋒暨震，誓旅前驅，一鼓外潰。功堅易於折枯，摧強甚於湯雪，偃骸積尸，野成京觀，獲將猷俘，千有余級。實乃殊機異詭，心時剋捷也。雖陳韓子房，論策語謀，何以過焉。故能建功于百代之前，垂德于千載之下，泄雅亮於八区，震威猛於四裔。豈窺管韜大能論其光歟。徽<sup>16</sup>遂集，更遷散騎常侍·鎮軍將軍·金紫光祿大夫·安德郡開國公。而昊天不弔，景命云徂。折玉嶺之芳枝，落中天之靜月。春秋三十六，大魏武泰元年四月戊子朔十三日戊子卒於邙山。化治績於平辰，震榮名於身後。故贈使持節·儀同三司·都督相州諸軍事·車騎大將軍·相州刺史，開國如故。以七月十七日壬申遷窆於邙山之陽。往而不返，嗚呼哀哉。君秀而不実，中遇嚴霜，曾落顏生之上彩，復没夫子之雄光。何以述之，銘石泉堂。素骨遂玄泉而尽，青風与白日俱揚。乃鑄乃堅，乃日乃遠，以凶髣佛，寄舒玉篆。其詞曰，惟海之淵，惟嶽之峻，滄溟万尋，蒙籠千刃。寔生夫子，因心作訓，總角金箱，式冠玉振。昔在簡子，有珍斯名，君之立德、

恭允篤成。秋月開霄、子与分明、長松入漢、子与分貞。瞻彼洛矣、其水汪汪、叔度百頃、君亦洋洋。方崇上爵、以覆含章、如何如何、哲人其亡。長楊森聳、高松半雲、荒丘蕪沒、寒遂無春。何其一旦、此地安君、墓門風咽、為是啼人。倒月如電、崩流迅疾、天地詎央、君往已畢。旌挽飄飄、悲歌慄慄、不悟黃埃、覆君素袂。生榮死哀、自古先民、朱帳漸疎、白楊已親。勒銘九泉、以馥清塵、金石雖朽、德音恒新。又追贈司空公、謚曰文。維大魏建義元年歲次戊申七月丙辰朔十七日壬申。

同一部分はゴチック体で強調した。両墓誌の銘辭四八句がほぼ同一表現であることがわかる<sup>18)</sup>。さらに序でも四六文を主とする抽象的な修辭部分に同一箇所が見られる。そもそも銘辭は序に基づき墓主の家系や生涯などを韻文形式で表現するものなので、官歴や出身が異なれば当然、銘辭も大きく異なるはずである。そこで墓主の出身や官歴について比較すると、穆纂の出身は胡族八姓<sup>19)</sup>であり、死後贈官は征虜將軍（従三品）である。一方、元端の出身は北魏宗室であり、爵位は開国郡公（一品）、死後贈官は車騎大將軍（従一品）である。両者は祖先や経歴が異なり、元端の方が圧倒的に身分も官爵

も高いにも関わらず、同じ銘辭が用いられたと言える。実はこの両墓誌の銘辭と同じ表現を用いる墓誌が他に二つある。それは次にあげる穆彦墓誌と趙暄墓誌である。

【史料3】 穆彦墓誌銘【梶山目録四七七】

魏兗州故長史穆君墓誌銘

君諱彦、字世略、河南洛陽人也。其先藉聖開基、憑靈慶緒、氏胄之興、煥乎方冊。侍中・太尉公・黃鉞大將軍・宜都貞公崇之後、侍中・司徒公・太子太傅・駙馬都尉・宜都文宣王壽之曾孫、使持節・寧西將軍・秦州刺史國之孫、中山太守仁之子。：（中略）：其辭曰、惟海之淵、惟岳之峻、湛淡万尋、蒙籠千刃。誕生夫子、金香玉振<sup>20)</sup>、德冠時儒、道光世訓。英英秀蔓、烈烈□姿、九夏蕪蔚、三冬歲蕤。如何如何、一旦傾輝、良木其折、終□長悲。玄夜茫茫、幽庭萌萌、在生未尽、淪光已逝、人謝名飛、景行流惠。永安二年歲次己酉十二月戊申朔廿六日癸酉。

【史料4】 趙暄墓誌【梶山目録四七六】

魏故平遠將軍・左中郎將趙君墓誌銘

君諱暄、字陽奴、河南洛陽都鄉永建里人也。君稟質太虛、資

靈誕秀、体智淵凝、志邈山海。：（中略）：其辭曰、芒芒大道、冥冥兩儀、邈哉冲趣、至矣難知。寔生夫子、德表於斯、澄心造化、允運無為。安安処世、陶陶雅素、靜居幽館、書琴散慮。遊軼專精、寸陰斯慕、言貴興談、笑嘲非務。独拔中頑、志懷孤立、敷演墳經、儒林獻捐。心義如響、玄情洞十、智標群伍、熟焉与及。在昔顔子、有珍斯名、君之令淑、恭敏篤成。秋月開宵、君与分明、長松罩漢、君与分貞。瞻彼伊洛、其水汪汪、嵩度百頃、君亦洋洋。方崇上秩、踴副聲璋、如何哲人、忽臻其亡。修楊森聳、層松半雲、蒼芒原隰、寒遂無春。何期一旦、此地安君、墓門風噓、延戸無聞。靈魄電速、光流迅疾、天地詎央、君生已畢。旗挽飄飄、悲歌慄慄、痛許黃埃、覆君素帙。墨墨墳壘、崩崩荒榛、枯条解葉、朽草□塵。勒銘九泉、讚述康辰、金石雖昧、德音恒新。

【史料1・2】と同じ銘辭の部分をゴチック体で強調した。穆彦墓誌は二二句中七句が同一もしくは類似し、最初の祖先の部分と同じ表現である。趙暄墓誌は六四句中三〇句が同一もしくは類似し、後半部分の本人の優れた資質・逝去と悲しみ・墓誌を刻む表現部分が特に重複が多い。

以上の四墓誌で銘辭の同一表現が見られたが、北魏墓誌で

はこのような事例は他にも存在する。

## （二）元愔墓誌【史料5】と張愨墓誌【史料6】

【史料5】 元愔墓誌【梶山目録四三〇】  
魏故輔国將軍・広州刺史元君墓誌銘

曾祖諱於德、選部給事・寧西將軍・冀州刺史・河間公。曾祖親南陽張氏。祖諱暉、字景襲、使持節・侍中・都督中外諸軍事・司空・文憲公、領州刺史。祖親遼東公孫氏。父順、振威將軍・義平子・北平太守。父諱逸、字仲儁、使持節・散騎常侍・都督冀州諸軍事・衛將軍・冀州刺史。母頓丘李氏。父平、侍中・車騎大將軍・司空・武邑郡開国公。君諱愔、字士愉、河南洛陽人也。昭成皇帝之七世也。<sup>(2)</sup>：（中略）：以建義元年四月十三日卒於河梁之南。天子言念永往、悼惜於懷、有詔贈輔国將軍・假節・広州刺史。粵以其年七月丙辰朔十二日丁卯窆於洛陽西卅里長陵西北十里西鄉灑源里灑澗之浜。作銘曰、招搖南極、赤水東流、三珠繁爛、八桂幽繚。亦有君子、世載清猷、望茲為侶、匹此成儔。名則由人、義実在己、屢履黃扉、曳裾青瑣。既曰無双、方期独坐、忽矣逢災、遽然遭禍。行遵長薄、將帰寿堂、哀哀黃鳥、蕭蕭白楊。千秋万古、永闕巖場、若遷陵谷、有昭余芳。

【史料6】 張愨墓誌【崑山目錄四七三】

魏故輕車將軍・汝南折陽二郡太守張府君墓誌銘

曾祖騰、冠軍將軍・兗州刺史・共俱侯。祖光、陳郡太守・洛州別駕。父敞、召為洛州都、後除河南県令。君諱愨、字孟祖、汲郡修武人也。…（中略）…其詞曰、玄岳幽藹、泌緒蟬聯、溟溟積石、峨峨極天。是唯洪族、世誕英賢、槐蔭既茂、台耀重肩。於穆伊公、少挺瓌奇、忠孝發性、仁讓生知。箋帛交馳、板辟双馳、一陟州府、名實兼宜。爰初昇朝、聞道黃扉、既歌行止、亦厲霜威。連登千里、異壤攸婦、温留南服、愛樹增輝。方踐雲術、輯亮天工、追風禹跡、襲義軒蹤。禍淫莫驗、福善徒空、猗伏奚在、逢此鞠凶。行遵長薄、將歸壽堂、哀哀黃鳥、蕭蕭白楊。千秋万古、永闕巖場、若遷陵谷、有照余芳。…（後略）…

元愨墓誌の銘辭は二四句、張愨墓誌は三二句であり、うちゴチック体で強調した八句がほぼ同一である。銘辭最後の死の悲しみと墓の情景を述べた部分が重複する。<sup>22)</sup>元氏は宗室、汲郡張氏は漢人寒門であり大きく身分が異なる。

以上の事例を通じ、東魏より前の北魏墓誌において既に異なる墓誌間の同一銘辭の事例があったことが確認できた。

## 第二章 同一銘辭を持つ北魏墓誌の真偽について

異なる墓誌であるにも関わらず同一銘辭が見られる理由について真つ先に疑われるのが銘辭を模倣して作られた偽刻の可能性である。そのため最初に墓誌の真偽について明らかにする必要がある。まず（一）の【史料1・2】の出土状況について確認したい。『洛陽出土石刻時地記』<sup>23)</sup>によれば、穆纂墓誌は洛城西北水泉村出土、元端墓誌は洛陽城東北北溝東二里出土である。近年の考古学的に発掘されたもののほどの信頼性はないが、全く出土情報がないものよりは真刻の可能性が高いと言えよう。次に墓誌の大きさについて比較すると、穆纂墓誌は縦五五cm×横五三cm、元端墓誌は縦七〇cm×横六九cmであり、後者の方が大型である。<sup>24)</sup>これは穆纂墓誌が二六字×二六行、元端墓誌が三四字×三三行で、後者の方が文字数が多いためである。字形については元端墓誌が北魏体と呼ばれる端正な楷書で刻まれているのに対し、穆纂墓誌は北魏の代表的な墓誌とは異なる字形であったと指摘されている。<sup>25)</sup>このように【史料1・2】は墓誌の大きさ・文字数や配列・字

形が異なるため、単純に模倣した偽刻ではないと言える。最後に【史料1・2】の記述内容に矛盾や破綻が無いか検討する。穆纂墓誌については穆亮墓誌【梶山目録五三】・穆彦墓誌【史料3】という親族の墓誌も出土しており、さらに『魏書』巻二七にも穆氏の記述があるため、祖先の記述を比較検討することが可能である。これら三方の穆氏墓誌は祖先の穆崇の諡を「貞」とするが、『魏書』では「丁」となっている。『魏書』と諡が異なる理由については孝文帝期に穆崇が配饗された際に諡が改められた可能性が指摘されている。また穆観の字を穆纂墓誌は「跋」・穆亮墓誌は「闔」とするが、『魏書』では「闔拔」となっている。これは鮮卑語の多音節の表記が漢族の単音節に改められた可能性が指摘されている。このように穆氏墓誌では『魏書』の記載と異なる表現が見えるが、整合性のある説明ができ、鮮卑語に関する知識があり、墓誌でしか知り得ない情報を含んでいるため、むしろ信頼性を高める記述と言える。なおこれら三墓誌はすべて于右任が所蔵し、後に西安碑林に寄贈されており、原石が存在する。次に元端墓誌について、【史料2】の官職の記載は『魏書』巻二上の上の列伝と比べて一つ多いことが指摘されており、墓誌の方がむしろ官歴が詳細であり信頼性が高まる。

さらに元端墓誌は元端妻馮氏墓誌と同時に出土した記録があり、偽刻の可能性はかなり低くなるだろう。そこで両墓誌は埋葬時期が近く、出土場所も同じ洛陽ということから、撰文過程について時系列で考えてみたい。穆纂は正光二(五二二)年、元端は武泰元(五二八)年に死亡し埋葬されているため、先に穆纂墓誌が撰文され、後の元端墓誌にて同一銘辞が使われたことになる。続いて銘辞の内容について検討したい。まず「方崇上爵(上位の爵位を受けるべきなのに、その前に死んだ)」という表現について、穆纂は無爵、父(長成)も無爵なので襲爵する予定も無かったが、元端は安德郡開国公であるため、元端にふさわしい表現になる。なお趙暄墓誌【史料4】は無爵であったため「上爵」の部分を「上秩(高い官職)」とし、本人の事績に合う形に直された形跡がある。「上爵」は北魏墓誌の銘辞では他の用例はないが、序では司馬悦墓誌【梶山目録一〇七】に「貞王之孫、康王之第三子。先是庶姓猶王、封琅琊王。故貞康二世、并申上爵(貞王の孫、康王の第三子なり。是れより先に庶姓、猶お王たりて、琅琊王に封ぜらる。故に貞康二世、并て上爵を申ぬ)」とあり、上爵は王爵を指して用いられている。ただし穆氏のような胡族八姓は有爵者の割合が高く、穆纂が爵位を保有する可



能性は高かったため、このような表現が用いられたとも考えられる。では銘辞の内容は元端にふさわしいのだろうか。この点について検討するために、北魏宗室墓誌計一三六件を収集し、銘辞における宗室独自の特徴的な表現を抜き出した。その結果、使用頻度の高い語として「君王」は十二例<sup>35)</sup>、「帝緒」は八例<sup>36)</sup>、「王孫」は五例<sup>37)</sup>、「公子」は五例<sup>38)</sup>、「惟王」は三例<sup>39)</sup>あったが、これらの語は元端墓誌では全く使われていなかった。特徴語が用いられた宗室墓誌は一三六件中二七件、比率は約二割なので大半は使われていないが、少なくとも元端墓誌の銘辞には北魏宗室の顕著な用語がみられないことは指摘できる。

続いて【史料1・2】と一部の銘辞が重複する【史料3・4】について検討する。まず穆彦墓誌【史料3】は永安二(五二九)年二月二十六日の埋葬、洛陽城北白鹿莊村南出土であり、于右任所有の後、西安碑林に所蔵されている。大きさは縦四三cm×横四五cmで、穆纂墓誌よりも一回り小さい。内容については先述したように祖先の諡を「貞」とするなど墓誌でしか知り得ない情報を持つ。穆纂と穆彦は兄弟であり祖先は共通することから、穆纂墓誌を原本とし祖先の部分を使い回した状況が想定できよう。なお前章で指摘したように

たとえ兄弟であっても銘辞は異なる場合が一般的であるが、呂達(通)墓誌【梶山目録三一五(三一〇)】と呂仁墓誌【梶山目録四九七】の親子墓誌は銘辞が同一であり、身内で使い回す場合も稀ではあるが存在している。最後に趙暄墓誌【史料4】は永安二(五二九)年二月二四日埋葬、一九九八年洛陽市孟津県出土、原石は洛陽古代芸術館に現存する。大きさは縦横とも六三cmである。趙暄は家格の低い河南趙氏で、死後贈官は平遠將軍(四品)であり、穆纂や元端と比べ官位が低い。内容については趙暄の経歴に矛盾点はなく、むしろ序で本貫として記された洛陽の里名の「永建」は北魏墓誌では趙暄墓誌にのみ見られ、この墓誌にしか記されていない情報がある<sup>40)</sup>。序は墓主の記載のみであり、祖先・姻戚関係・子孫の記載が無い。これは家格が低く特筆すべき官職を持つ家系が存在しなかったためとも考えられる。銘辞前半も祖先に言及しておらず、そのため【史料1・2】とは後半部分のみ銘辞が重複したと考えられる。

次に(二)について、元愷墓誌【史料5】は出土時期・場所の詳細は不明であるが、于右任が所蔵し、後に西安碑林に寄贈されている。第一章でも述べたように元愷墓誌と序の文字の配列や祖先の記述が同じであることから、おそらく兄弟

で同じように製作されたと考えられる。<sup>41</sup> 大きさは縦六〇cm×横五八cmで、最後の二行分に空白がある。張愁墓誌【史料6】は墓誌の埋葬地から河南省洛陽市出土とされるが、出土時期も原石の所蔵も不明である。なお先行研究では偽刻とはみなしていない。<sup>42</sup> 大きさは縦横とも四七cmである。

以上の検討から第一章であげた全文あるいは一部に同一の銘辞を持つ(一)の四方の墓誌は出土情報も原石もあり、墓誌の内容に矛盾する記述も無いため、真刻の可能性が極めて高いと考えられる。また、(二)の二方についても偽刻とみなす積極的な理由は見当たらなかった。

偽刻ではないとすればなぜこのような現象が生じるのか。李航氏は東魏墓誌については同一撰者による使い回しを想定している。本稿では北魏墓誌の銘辞の書き手を具体的に明らかにすることで、問題解決の糸口としたい。

## 第二章 北魏墓誌の銘辞および誄の撰筆者

### (書き手) について

本章ではまず北魏墓誌の銘辞を作成した撰筆者について考察し、墓誌の事例を補うため誄の撰筆者についても検討する。

### (一) 北魏墓誌の銘辞の撰筆者

北魏墓誌の撰筆者に関する先行研究を確認しておく。北魏では洛陽遷都後に銘辞を持つ墓誌が突然出現し、一般化することが知られている。特に宗室はほとんどが墓誌を持つようになることから、北魏政権の積極的な指導のもと銘辞の形式(祖先や本人の資質などの順序)といった墓誌情報が一齐に共有された可能性が指摘されている。<sup>43</sup> その嚆矢として太和十九(四九五)年に孝文帝自ら序と銘辞を撰した馮熙墓誌が作成され、モデルとして影響力を持ったことが想定されている。<sup>44</sup> 具体的な北魏墓誌の製作過程は、喪家が作成した行状を材料とし文士に序と銘辞の作成を依頼するという順である。<sup>45</sup> ただし北魏では撰筆者の名が記される事例は少なく、明記される事例が増えるのは唐代中頃以降である。<sup>47</sup> また唐代前半期には墓誌銘制作のための文例集が存在し、同一銘文墓誌が特に女性や胡姓(異民族出身者)に顕著であった。<sup>48</sup>

北魏ではいかなる人物が序や銘辞を撰筆者かについて、馬立軍氏は墓主の親族・友人↓朝廷が史臣に命じる↓墓主の親族が他人に依頼↓墓主が自作の順に多いことを指摘する。魏宏利氏は朝廷の指定(史臣)↓墓主の親族↓墓主の友人↓墓主の部下↓墓主と無関係に依頼の順とする。本稿では特に

銘辭に着目して分析しているため、銘辭の撰文者を確認するためにまとめ直したのが【表1】である。撰文者がいかに関与したかについては墓誌文中で様々に表現されるが、すべて銘辭を撰したと判断した事例に基づく。これによれば、銘辭の撰文者が判明する事例は計四〇件であり、内訳は宗室が四名、漢族が二二名、胡族が二名、不明が十二名である。それぞれの詳細について五点に分け検討したい。

第一、序と銘辭を別々に作成する事例がある(2・①、3・④、5・⑧)。この理由は、序は墓主の経歴が中心となり行状に基づき作成できるが、韻文形式である銘辭には文学的素養が必要であり、異なる能力が求められるため別人に依頼したことが想定できよう。たとえば同時期に同じ場所に葬られた北魏楊氏墓誌の六方は序の最後の部分がすべて「永言盛美、以刊(もしくはは刊諸)玄石」となっているが、銘辭は全て異なる表現である。この事例から序は同一撰者、銘辭は別人が撰文という可能性も考えられよう。なお北魏墓誌では序と銘辭を別人が記す事例は三件だが、南朝・陳の墓誌や、隋でも同様の事例がある。

第二、先行研究は特に北魏宗室が墓誌を積極的に作成したとするが、【表1】から判明する宗室墓誌の銘辭の撰文者を

時系列に並べると、友人(3・①漢人名族)↓墓主と無関係(5・②漢人寒門?)↓親族(2・①弟)↓部下(4・⑧不明)↓親族(2・⑤弟)↓史臣(1・②・③不明)↓親族(2・⑧弟)↓墓主と無関係(5・⑦漢人名族)↓部下(4・①漢人名族と寒門)↓親族(2・①弟)となる。すなわち第七代宣武帝初期は漢人が作成していたが、宣武帝末期から宗室が作成しはじめる変化が読み取れる。宗室が作る銘辭は形式と内容が整っており、2・①は五一四年作・三二句、⑤は五二五年作・二四句、⑧は五二八年作・二六句、①は五三三年作・三二句である。一方、正史から判明する事例として、『魏書』卷十五、昭成子孫列伝、常山王遵伝附寿興に、

寿興命筆自作墓誌銘曰、「洛陽男子、姓元名景、有道無時、其年不永。」余文多不載。(寿興、筆を命じて自ら墓誌銘を作りて曰く、「洛陽の男子、姓は元、名は景、道有れども時無く、其の年永らえず」と。余文多けれども載せず。)

とある。元寿興は宣武帝期に無実の罪で刑死させられる場で自らの墓誌のために銘辭を自作している。「余文多不載(残る文は多いが掲載しない)」とあることからこの四句より更に長い銘辭を作った可能性もある。なお宗室の学問教育が本格

的に始まったのは孝文帝期とされ、「縣瓠方丈竹堂饗侍臣聯句詩」<sup>87)</sup>では孝文帝や漢人名族とともに宗室の彭城王勰も作詩している。このような孝文帝期からの素地を背景として、宗室自身が次第に銘辞を撰文するようになったと考えられる。

第三、宗室の妻は事例が4・①・③の二件だが、夫の部下による撰文であり、時期は宣武帝〜孝明帝初期に該当する。事例が少ないため断定は躊躇われるが、第二の結果も踏まえると、宗室は墓主の兄弟としては銘辞を撰文するが、その他の関係性においては撰文しておらず、その場合は漢人に依頼していた可能性も考えられる<sup>88)</sup>。関係性は友人や部下など繋がりのある人物も選ばれるが、墓主と明確な繋がりが無く選ばれる場合もあり、5・⑨のように北地三才と称される名文家が担う事例もある。なお漢人名族の場合は孝文帝の氏族詳定後、墓誌文の材料となる行状の段階から名文家に依頼し、美辞麗句が加えられるようになったようである<sup>89)</sup>。

第四、撰文者の社会階層は漢族と非漢族では違いがある。非漢族は宗室および宗室十姓<sup>90)</sup>という高い社会階層のみであった<sup>91)</sup>。一方、漢族は氏族詳定にて最高位とされた五姓から家格の低い寒門まで様々な階層がみられた。この点について、

『魏書』卷八三、常景伝に、

世宗季舅護軍將軍高顯卒、其兄右僕射肇私託景及尚書邢辯・并州刺史高聰・通直郎徐紇各作碑銘、並以呈御。世宗悉付侍中崔光簡之、光以景所造為最、乃奏曰、「常景名位乃處諸人之下、文出諸人之上。」遂以景文刊石。(世宗の季舅、護軍將軍高顯、卒し、其の兄、右僕射(高)肇、(常)景及び尚書邢辯・并州刺史高聰・通直郎徐紇に私託して各々碑銘を作らしめ、並びに以て呈御す。世宗、悉く侍中崔光に付して之を簡ばしめ、光、景の造る所を以て最と為し、乃ち奏して曰く、「常景の名位は乃ち諸人の下に処るとも、文は諸人の上に出ず」と。遂に景の文を以て石に刊す。)

とある。宣武帝の外戚の高肇が弟の墓碑の銘文を執筆依頼したところ、常景は名位は低いが他者より名文を作ったため最終的に撰文が採用されている。これは墓碑の事例ではあるが、当時は優れた作品を優先的に選ぶ場合もあったことが読み取れる。墓誌の撰文についても名文を基準とする場合もあったため漢族では様々な社会階層が見られた可能性が考えられる。

第五、同一撰者が同一銘辞を作るとは限らない。1・①王鍾兒墓誌の撰文者の常景は後に元鷲墓誌【梶山目録

六二〇】・興和三（五四一）年でも撰文している。両者の銘辞を比較すると、王鍾兒墓誌は四〇句、元鸞墓誌は七十二句であり、文の長さが異なるだけでなく内容も重複していない。前者は出家した仏教徒、後者は北魏宗室であり、墓主の出身が大きく異なるが、出身の差に関係の無い銘辞最後の墓の風景・刻石の部分でさえ、前者は「泉幽閨景、隴首悽風、揚名述始、勒石追終」、後者は「山門風烈、隴首雲驚、累累曲阜、鬱鬱佳城」とし、「隴首（墓の丘の頂）」が共通するのみで、他の部分は表現を変えている。常景は先述した如く優れた文を作った逸話があり、そのような撰文者は文に工夫を凝らし表現を変えている。また優れた文士のみならず、第一章にて指摘したように北魏墓誌銘辞の二字熟語の約83%が一回限り使用されていたことから、基本的に表現を変化させている。このような状況からみれば同一銘辞の存在は起こりようの無いことである。ではなぜ同一銘辞が生まれるのであろうか。この点は推測するしかないが、別人の墓主に対して一言一句同じ銘辞を用いることは善意によるものとは考え難い。なぜなら銘辞は墓主の人生を描くものであり、全く同じ人生を歩んだ人物は存在しないからである。従って銘辞の使い回しはいわゆる手抜ききの現象と考えられる。

## （二）北魏の誄の撰文者

死者のために作成する韻文形式の銘文という特徴を踏まえれば、このような文は墓誌の銘辞に限られるものではなく、誄<sup>62</sup>という故人の生前の行いを褒め称えた文章が近似する性質を持つ<sup>63</sup>。魏晋南北朝に入ると誄と墓誌・墓碑は補完関係となり、両者の盛衰の相関性が高まる<sup>64</sup>ことが指摘されているが、これも役割が近い故の現象であろう。このような近似した文であるため、誄と墓誌の銘辞の撰文者は同様の作文能力が必要になると考えられる。もちろん両者の機能は厳密には異なるが、北魏墓誌から判明する撰文者の事例数が少ないため、誄の撰文者についても検討することで理解の一助としたい。

【表2】は北魏における誄の撰文者である。これによると、洛陽遷都前（平城時代）の事例は二件ある。まず事例1では漢人名族の勃海高氏である高允（三九〇～四八七）が誄を撰文している。次に事例2は王叡の死（四八一年）の後、彼のために誄を作った文士が百人余りいたことが示されている。同一人物のために百余り誄を作る理由は、恩倖である王叡および彼を重用した馮太后への阿諛追従や文士同士の文章能力の競い合いなどが考えられるが、少なくともここから平城時代に誄を撰文できる文士多く存在したことが分かる。洛陽遷

都後の北魏墓誌の突然の増加はこのような文士たちの存在があつてこそ可能だったとも考えられる。遷都後の事例は六件ある。事例3は頓丘李氏の李彪（四四四～五〇一）が宋弁（四五二～四九九）の死後、誄を作成している。李彪は『魏書』卷六二本伝に「家世寒微」と描写される寒門出身で、修史の任に当たった人物である。事例4は漢人五姓の隴西李氏である李仲尚が二十歳で李冲のために誄を作っている。彼は景明年間（五〇〇～五〇四）に二五歳で死亡しており、李冲は四九八年に死亡したため、四九八～五〇一年の作成と限定できる。事例5は熙平元（五一六）年より前に頓丘李氏の李平が誄を作成していた。事例6は熙平二（五一七）年より前に漢人寒門の彭城劉氏である劉懋の誄が称賛されていた。事例7は正光年間（五二〇～五二五年）より前に漢人名族の勃海封氏である封偉伯が撰文している。事例8は出帝（五三二～五三四年）より前に北魏宗室の元延明が撰文している。

撰文者を時期ごとにとみると、まず文才のある漢人名族や寒門が中心となつて誄を作成し、北魏末では宗室も作成する事例も出てくるという変化があつた。なお漢人のうち二名は頓丘李氏であり、【表1】の5・⑧でも頓丘李氏が漢人名族の

琅邪王氏の銘辞を作成している。北魏へ墓誌文化を伝えたのは南朝からの亡命貴族である琅邪王氏の王肅であることが指摘されている。<sup>65</sup> 頓丘李氏がこのような墓誌文化の盟主ともいえる一族に銘辞を撰文したのは、文化的素養が高く他の名族との交流も活発であつたことが推測される。ちなみに元愷墓誌【史料5】は母が頓丘李氏である点も撰文者を考える上で興味深い。また唯一の非漢族である元延明は北魏宗室の中でも特に学問芸術に優れた人物であり、それは漢人名族の僚属や賓客との交流により培われたことが指摘されている。<sup>66</sup> つまり誄文の撰文についても墓誌と同様に、はじめ漢人が撰文していたが、やがて彼らと交流を深め文化的素養を培つた鮮卑エリート<sup>67</sup>の宗室が自ら撰文するという流れが看取できよう。

#### 第四章 北魏墓誌の同一銘辞の撰文者について

第三章で行つた墓誌の銘辞や誄の撰文者の分析結果を踏まえ、第一章で扱つた同一銘辞が存在する問題に戻りたい。（二）の四方の墓誌はすべて五二〇年代の制作であり、埋葬地も洛陽一帯であるため、穆纂墓誌が原本となり、ほぼ同年

代に銘辞が使い回されたと考えられる。穆纂墓誌は正光二（五一二）年の作成である。第二章で明らかにしたように、この時点では撰文者の多くは漢人であり、非漢族の場合は北魏宗室と宗室十姓のみであった。また、北魏宗室や宗室十姓が撰文者となる場合は、兄弟など親族のための撰文に限られていた。穆氏は胡族八姓に該当し、墓誌の撰文を行った事例は皆無である。よって、穆纂墓誌は漢人が撰文したと考えると大過ないだろう。そうすると漢人が穆纂墓誌を撰文し、その序の一部と銘辞全部が元端墓誌に使い回され、さらに銘辞の一部が兄弟の穆彦にも使い回されたと考えられる。同一撰者が使い回した可能性と、何らかの手段で穆纂墓誌を見ることでできた別の人物が模倣した可能性があるが、作成時期が近いことと、最も作成時期の早い穆纂墓誌の誤字「浚」が元端墓誌では正しく「峻」に修正されていること等から前者の可能性が高い。なぜなら別の人物が墓誌を見て模倣したのであれば、誤字が修正されずそのまま模写されるはずだからである。趙暄は漢人寒門であり、これまでの三者とは民族が異なり、家柄や職位が圧倒的に低い。しかし、【表1】5・④呂達（通）は東平出身の家柄が低い漢人であるが、墓誌の序に「小子仁、懼世代之遷貿、恐峻谷之易処。詢碩彦以鑄誌、庶

流芳於泉戸（小子仁、世代之遷貿を懼れ、峻谷の易処を恐る。碩彦に詢り以て誌を鑄り、庶はくは芳を泉戸に流さんと）」とあり、子が「碩彦（学問才徳が優れた人物）」に撰文を依頼したことが記されている。このことから趙暄墓誌においても同様の依頼が行われていた可能性が推測できる。その撰文者が穆彦墓誌と同一人物であったとしても年代・地域的に矛盾は無い。誰が撰文者であったかは史料制約により確定は難しいが、【史料1・2】の序によれば穆纂は太尉公・高陽王雍の故吏、元端は高陽王の長子であることがヒントになるかもしれない。『魏書』卷二一上、高陽王雍伝によれば元端は高陽王雍の子であり、親子共に河陰の変にて殺害されている。すなわち穆纂と元端は高陽王雍を介して繋がりがあるため、撰文者は高陽王に関連する人物であった可能性も考えられる。

次に（二）について、元愷墓誌【史料5】と張愨墓誌【史料6】の両墓誌は洛陽出土であり年代も近いことから影響関係が考えられる。ただ、張愨墓誌の銘辞の他の部分について検討してみると、制作時期が少し後になるが「禍淫莫驗、福善徒空」の二句が元誨墓誌<sup>67</sup>（五三一年）と同一である。実はこの表現と類似した銘辞が既に前の時期にあり、穆亮妻尉氏

墓誌(五二〇年)に「禍淫莫驗、与善無甄」、宇文延墓誌<sup>66</sup>(五二六年)に「禍淫莫驗、祉善難易」とあるので、張愁墓誌は五二〇年頃から使われるようになった表現を踏まえ銘辞を組み合わせて撰文された可能性も考えられる。これらについても同一人物が表現を使い回した可能性を否定できないであろう。なぜなら撰文の使い回しは北魏墓誌の全事例に対して割合が低く、もし唐代前半期のように北魏でも手本となる文例集が存在するのであれば、さらに多くの同一・類似の墓誌が見られるはずなので、北魏の段階ではまだ手本が流布していたとは考え難い。そのため、第一章の事例(一)と(二)はそれぞれ同一人物が撰文したと考えたい。

## おわりに

李航氏は同一人物によって撰文されたと思われる東魏墓誌の存在を指摘し、そこから北魏に萌芽的ではあるが墓誌の撰文を使い回すことが行われ、そのような状況がやがて唐代前半期の誌文を作成する手本となる文例集作成へとつながったと見通した。本稿では氏が存在を示唆した撰文が使い回された北魏墓誌を具体的に指摘することができた。さらに完全に

同一の使い回しだけではなく、趙暄墓誌【史料4】のように墓主の経歴に合わせて文面を対応させたり、張愁墓誌【史料6】のように色々な墓誌の銘辞を組み合わせる事例も指摘した<sup>70</sup>。また氏が示した東魏墓誌の兄弟篇は墓誌の大きさや字形まで似通っており、同一人物が撰文し文字を書いた可能性すら想定するが、本稿が扱った墓誌は大きさや字形の類似点は殆ど無いので、書者や刻者は別人だったと考えられる。つまり北魏の洛陽遷都に伴う墓誌の流行から間もない五二〇年代に既に同一人物が原本を参照しながら銘辞を使い回したが、墓誌を複製する工房は別だったと考える。なお今回指摘した銘辞の使い回しはいわゆる手抜きと考えたが、それが成立するのは使い回された銘辞が極めて抽象的な文だからであろう。また、同一銘辞の存在理由を考察する過程で墓誌の銘辞や誄の撰文者を検討し、時期的変化についても明らかにした。北魏では孝文帝自らが撰文し墓誌のひな型を示した後、まず漢人が撰文し、後に宗室自身が墓誌の撰文を始めていた。先述したように孝文帝が墓誌文化を受容したのは南朝からの亡命貴族である王肅の影響が大きい。また孝文帝は氏族詳定を行うことで姻戚関係を通じた社会的身分の固定化を目指した。このような状況からするとやや意外であるが、本稿で墓



誌の銘辞の撰文者を調べた結果、漢族における名族や寒門の違いは見られなかった。宗室は漢人名族、特に五姓と婚姻関係を結んだが、このような漢族の家格と宗室墓誌の撰文とは関係がなかった。

北魏の文化的コミュニティでは宗室と漢人名族とが文化交流を行っていたことが指摘されている<sup>①</sup>。本稿では銘辞の撰文者のわかる墓誌のみを用いて傾向を明らかにしたが、墓誌の撰文についてより詳細に知るためにはこのような文化的社会集団を探求することが不可欠であろう。これを直接検討出来る史料は殆ど残されていないが、墓誌の銘辞そのものからこれを一部復元できるのではないかとの見通しを持っている。これを今後の課題としたい。

### 注

- (1) 室山留美子「出土刻字資料研究における新しい可能性に向けて―北魏墓誌を中心に」(『中国史学』二十、二〇一〇年)。
- (2) 窪添慶文「墓誌を用いた北魏史研究」(『序』(汲古書院、二〇一七年、以下【窪添二〇一七】と称す)。また同「墓誌研究雑感」(『史学雑誌』第一二七編第三号、二〇一八年)においても墓誌の総合的利用・研究が提唱されている。
- (3) 例えば墓誌の埋葬地を分析した室山留美子「北魏漢人官僚と

その埋葬地選択」(『東洋学報』八七・四、二〇〇六年)や、北魏墓誌の刻法について分析した澤田雅弘「書法史における刻法・刻派という新たな視座・北魏墓誌を中心に」(『魏晋南北朝史のいま』勉誠出版、二〇一七年)がある。

- (4) 歴史学が情報学の技法や技術を応用する意義については、史料を精読するだけでは気付きにくい新発見がある点・精読で得た着想を量的分析により客観的に判断できる点・数値化することで客観的証拠を示すことができる点がある。後藤真・橋本雄太編『歴史情報学の教科書・歴史のデータが世界をひらく』(文学通信、二〇一九年)が最新の基礎的な解説を行っている。
- (5) フランコ・モレッティ『遠読』(みすず書房、二〇一六年)。
- (6) 窪添慶文「北朝墓誌中の銘辞」(二〇一一年初出、【窪添二〇一七】再収)。
- (7) 馬立軍『北朝墓志文体与北朝文化』(中国社会科学出版社、二〇一五年、以下【馬二〇一五】と称す)や魏宏利『北朝碑志文研究』(中国社会科学出版社、二〇一六年、以下【魏二〇一六】と称す)。
- (8) 李航「墓誌の真贋に関する一つの視角・京都藤井斉成会有鄰館藏「楊松年墓誌」を手掛かりに」(『古代文化』第七二巻第一号、二〇二〇年)。
- (9) 窪添慶文「北朝墓誌について」(『中国・社会と文化』第三五号、二〇二〇年)。
- (10) 梶山智史『北朝隋代墓誌所在総合目録』(汲古書院、二〇一三年、以下【梶山目録】と称す)は年代が判明する北魏墓誌を五五六件掲載する。洛陽遷都前の墓誌二六件は銘辞を殆ど伴わず、平城(山西省大同)付近が出土地の中心となるため除外した。洛陽遷都後の墓誌のうち、同一墓誌(寧陵公主墓誌【梶山目録一〇二】と元君墓誌【梶山目録一〇二二】、呂通墓誌

【梶山目録三二〇】と呂達墓誌【梶山目録三二五】は一件として扱った。何俊芳「新見五方偽刻北魏墓志辨釈」（許昌学院学报）二〇一六年一期）が偽刻を指摘する郭穎墓誌【梶山目録二六一】は除外した。さらに銘辞が無い、もしくは確認できない事例を除外した。そして年代不詳の元樹墓誌【梶山目録一一五九】および参考文献に挙げた新出土墓誌の事例四一件を増やし、計四二九件の銘辞を扱った。

(11) 具体的な分析手法は拙稿「中国・北魏研究とデジタル・ヒューマニティーズ」（『人文情報学月報』一〇八、二〇二〇年）で紹介している。

(12) 毛遠明『漢魏六朝碑刻校注』（錢裝書局、二〇〇八年、以下【碑校】と称す）。【碑校五・一〇八】「当作峻。大約是受前文『淵』的影響而誤刻」。

(13) 【碑校五・一〇八】「墓誌彙編作『裁』、誤」。しかし拓本をみる限りでは「裁」に近い。

(14) 【碑校五・一〇八】「通『墓』、二字有同源關係」とするが、毛遠明教授遺著『漢魏六朝碑刻集釈』（漢魏六朝碑刻数据库以下【遺著】と称す）は「但一般不通用」を追加する。恐らく単純な彫り間違いと考えられる。

(15) 【碑校六・一九三】「即『師衆』、原刻衍一『師』字」。

(16) 【碑校六・一九三】「此句原刻当脱一字」。

(17) 【碑校六・一九三】「十三日當爲『庚子』。原墓誌作『戊子』、誤」。

(18) 【遺著】は穆纂墓誌の簡介で「『元端墓誌』銘辞与此完全一樣。是撰文者照抄、還是其中一通是偽刻、存疑待考」と述べ、真偽については保留する。

(19) 孝文帝の氏族評定により胡族において最高とされた八つの一族であり、具体的には穆・陸・賀・劉・樓・于・嵇・尉氏が該

当する。

(20) 【碑校六・二九九】「香、当作声」。金声与玉振对举、作『香』則不倫。原刻誤」。

(21) 【碑校六・一八四】「七世、当作八世。也字、当作孫、或者也前脱孫字」。

(22) 李建平・尚磊明「邙洛近年新出北魏馮聿・源模・張懋墓誌商補」（『中原文物』二〇一三年第五期）は両墓誌の銘辞の一部が同一と言及するが、詳細な検討は特に行っていない。

(23) 氣賀澤保規編『復刻 洛陽出土石刻時地記』（汲古書院、二〇〇二年、以下【地時記】と称す）。

(24) 松下憲一「北魏後期墓誌における官位と大きさの關係」（『史朋』第四四号、二〇一一年）は、北魏後期の宗室墓誌は約八割が50cm以上の大型墓誌であったと指摘する。また高官が大型の墓誌を作る傾向があるが、例外もあり、各家が私的に墓誌を作製している状況が窺われることから官位に応じた等級制度は無かったとする。

(25) 于唯徳・周国文「北魏『穆君墓誌銘』考釈及書法芸術」（『美与時代（中）』二〇一八年第四期）。

(26) 『魏書』卷二七、穆崇伝、「及有司奏諡、太祖親覽諡法、至述義不克曰『了』。太祖曰『此当矣』。乃諡曰『丁公』」。

(27) 林楓珏「ハ穆亮墓誌V考釈」（『史原』復刊第四期、二〇一三年）。

(28) 前掲林楓珏論文参照。

(29) 【遺著】も穆彦墓誌については「職官相合、而諡號不合、墓誌当更可信」とする。

(30) 于石任（一八七九—一九六四年）は清末から民国時代にかけての政治家であり書家でもある人物で、彼が所有し現在は碑林博物館に所蔵されている北魏墓誌は多い。しかし、その全てが

真刻とは限らない。たとえば同様の来歴を持つ元理墓誌は【馬二〇一五】では偽刻とする。

(31) 窪添慶文「正史と墓誌の官職記載の比較」(二〇〇九年初出、【窪添二〇一七】再収) 参照。

(32) 【時地記二三七】に「民国十八年陰曆六月、洛陽後溝村東二里処。夫婦誌、同穴同時出土」とある。

(33) 拙稿「北魏の爵制とその実態・民族問題を中心に」(『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』十二、二〇〇一年)。

(34) 北魏宗室墓誌は一四五件あるが、うち銘辞が無いもの七件、銘辞が欠け判読不明のもの一件・銘辞があるかどうか情報不明のもの一件を除き、計一三六件となった。

(35) 【梶山目録四六、一一八、一六一、三四一、三四三、三九一、四二五、四五四、四八三、四九一、五〇一】と城陽宣王元忠及妻司馬妙玉墓誌(『北朝芸術研究院藏品図録 墓誌』三)が該当する。元氏以外の用例は三件ある。元新成妻李氏墓誌【梶山目録一九一】が「作配君王」、楊婉濃墓誌(『墓誌』六)が「表淑來嬪、君王是麗」と元氏の妻となった意味で用いる。乞伏暉墓誌【梶山目録一九二】が「奕奕宗源、遙遙景緒、開河樹積、君王□□」と祖先が異蕃王であった意味で用いる。

(36) 【梶山目録三一、四一、六二、一〇六、二九〇、三〇七、四四六、四九二】が該当する。元氏以外の用例は二件ある。元融妃穆氏墓誌【梶山目録九三】が「帝緒初基、清源亦始」と婚姻相手である元氏の祖先について用いる。張問墓誌【梶山目録三三八】が「帝緒雖返、星原猶在」と祖先について述べる。

(37) 【梶山目録二七五、二八二、三二二、三九一、四一四】が該当する。元氏以外の用例は、源模墓誌【梶山目録四五二】が「王孫蔽影、蒼舒奄跡」と本人の死去について述べる。

(38) 【梶山目録三九一、四一四、四五四、五〇二】と元泰墓誌(『洛

陽新出北魏元泰墓志考釈』)が該当し、すべて元氏のみのものである。

(39) 【梶山目録三一、八〇、一〇六】が該当し、すべて元氏のみのものである。

(40) 趙振華「趙暄墓志与都洛北魏朝廷的道教政治因素」(同『洛陽古代銘刻文献研究』三、秦出版社、二〇〇九年)ではこの墓誌を真刻として扱う。

(41) 「遺著」も元愷墓誌について、「元愷與元愷爲兄弟、同時遭河陰之難。二墓誌出土、文采・書法相類、必是一人所爲、可以互參」とする。

(42) 梶山智史「稀見北朝墓誌輯録(四)」(『東アジア石刻研究』第八号、明治大学東アジア石刻文物研究所、二〇一九年)およびそこで挙げられた論文を参照。

(43) 窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」(二〇〇九年初出、【窪添二〇一七】再収)。

(44) 『魏書』卷八三上、外戚上、馮熙伝、「樞至洛七里澗、高祖服哀往迎、叩靈悲慟而拜焉。葬日、送臨墓所、親作誌銘」。

(45) 窪添慶文「長楽馮氏に関する諸問題」(二〇一二年初出、【窪添二〇一七】再収)。

(46) 徐冲「從「異刻」現象看北魏後期墓誌の生産過程」(二〇一一年初出、余欣主編『中古時代の礼儀・宗教制度』上海古籍出版社、二〇一二年再収)。

(47) 中砂明德「唐代の墓葬と墓誌」(礪波護編『中国中世の文物』京都大学人文科学研究所、一九九三年)。玄宗の頃に撰者が判明する割合が高まり、天宝年間で五割、八二〇年を過ぎると八割を占めると指摘する。

(48) 愛宕元「唐代の墓誌銘」(『月刊しにか』第十二卷第三号、二〇〇一年)。

(49) 【馬二〇一五】第二章「碑志分流与北朝墓誌之形成」。

(50) 【魏二〇一六】第四章第一節「北朝碑誌的作者及其相關問題」。

(51) 【馬二〇一五】六五～八二頁に列挙された史料に基づき時系列に整理し直し、銘辭が無い事例は除外した。分類方法は【魏二〇一六】が詳細で適切なのでこれに従った。また張鵬「北朝石刻文献の文学研究」(社会科学出版社、二〇一五年)付録「石刻文献所見の北朝作家」も参照した。

(52) 【魏二〇一六】二三〇頁。太昌元年十一月十九日。楊侃墓誌【梶山目録五〇八】・楊順墓誌【梶山目録五一〇】・楊通墓誌【梶山目録五一二】・楊仲宜墓誌【梶山目録五二二】・楊遵智墓誌【梶山目録五二〇】・楊叔直墓誌(銘辭なし)【梶山目録五二二】。

(53) 羅新・葉焯『新出魏晉南北朝墓誌疏証(修訂本)』(中華書局、二〇一六年)の黄法氍墓誌(五七六年)は左民尚書の江総が序。太子率更令・大著作・東宮舍人の顧野王が銘辭を撰文している。南朝では朝廷が王侯貴族を葬る場合は秘書省の關係者が撰文を担当することが指摘されている。

(54) 【魏二〇一六】二二七～二二八頁。

(55) 前掲窪添慶文注(43)論文。

(56) 長部悦弘「元氏研究―北朝隋唐時代における鮮卑族の文人と大夫化の一軌跡」(磯波護編『中国中世の文物』、京都大学人文科学研究所、一九九三年)参照。

(57) 遼欽立『先秦漢魏晉南北朝詩』、北魏詩、卷一。

(58) 撰文の能力があれば必ず撰文する訳ではない点にも注意が必要である。唐代の事例ではあるが、白居易でさえ祖父や父の撰文を親友に依頼している(『白氏文集』卷二九)。

(59) 池田恭哉「甄琛から見る北魏という時代」(『東洋史研究会』七五―四、二〇一七年)、五五―五七頁。

(60) 拓跋力微の祖父隣の兄弟や伯父などの子孫。拓跋(元)氏を除く胡・周・長孫・奚・伊・丘・亥・叔孫・車氏。

(61) 4・①の茹仲敬について、姚薇元『北朝胡姓考』(科学出版社、一九五八年刊行、中華書局、一九六二年初版、二〇一二年修訂)によれば茹氏は非漢族の内人諸姓に該当する。ただし『南齊書』に茹氏が複数みられ漢族の可能性もあるため、墓誌の情報だけでは民族が不明である。

(62) 死者の生前の功績を述べ、その死を傷む辭。諡や繫世(世継ぎの記録)と関連が深い。『周礼』春官、大史の条に、遺の日に誄が読まれ諡を賜うことが記されている。また誄と碑文の關係は劉勰『文心雕龍』、誄碑の条に記されている。

(63) 誄は諡を定めるための縁起を記した美用的な文章であったが、前漢の元帝の妻である元后の誄から墓誌・墓碑と近い特徴を備えはじめる。共通点としては、主として四字句で構成され、偶数句に韻を踏み、經書の典故が用いられ、構成の順序が決まり、哀悼の部分も儀礼的な表現となる点が挙げられる。誄は墓誌の銘辭にかなり類似した文となっていた。詳細については嘉瀬達男「楊雄「元后誄」の背景と文體」(『学林』四六・四七、二〇〇八年)参照。

(64) この変遷については、西岡弘「中国古代の葬礼と文学(改訂版)」(汲古書院、二〇〇二年)・黄金明「漢魏晉南北朝誄碑文研究」(人民文学出版社、二〇〇五年)・松原朗「誄と哀辭と哀策・魏晉南朝における誄の分化」(『中国詩文論叢』二六、二〇〇七年)などを参照。

(65) 梶山智史「北魏における墓誌銘の出現」(『駿台史学』第一五七号、二〇一六年)および徐冲「馮熙墓誌与北魏後期墓誌文化的創生」(『唐研究』第三三輯、二〇一七年)。

(66) 王永平「遷洛元魏皇族与士族社会文化史論」(中国社会科学

出版社、二〇一七年) 参照。

【67】『梶山目録四八九』。洛陽出土。遼寧省博物館所藏。

【68】『梶山目録二二五』。洛陽出土。西安碑林博物館所藏。

【69】『梶山目録三七六』。洛陽出土。鄭州市華夏文化藝術博物館所藏。

【70】本稿で扱った事例以外にも銘辞の一部を組み合わせた墓誌が更に存在する。「北魏墓誌の用語の選好性」にみる文化的社会集団の復元」(二〇二〇年度史学会大会報告、東洋史部会)にて発表済みであり、今後、論文発表をする予定である。

【71】段朋飛「北魏元氏宗族出土墓志研究探微」(『特立学刊』二〇一七年三期)。

参考文献 【梶山目録】未収録の北魏墓誌史料・中文

- 王連龍『新見北朝墓誌集釈』(中国書籍出版社、二〇一三年)／陳爽『出土墓誌所見中古譜牒研究』(学林出版社、二〇一五年)／趙文成・趙君平編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚統編』(国家図書館出版社、二〇一五年)／中国文物研究所等編『新中国出土墓誌』陝西3(文物出版社、二〇一五年)／「河北贊皇北魏李翼夫婦墓」(『考古』二〇一五年第十二期)／大同北朝芸術研究院編著『北朝芸術研究院藏品図録 墓誌』(文物出版社、二〇一六年)／胡戟『珍稀墓誌百品』(陝西師範大学出版社、二〇一六年)／葉焯・劉秀峰主編『墨香閣藏北朝墓誌』(上海古籍出版社、二〇一六年)／齊運通・楊建鋒編『洛陽新獲墓誌(2015)』(中華書局、二〇一七年)／中国博物館編『中国博物館藏文物研究叢書・墓誌卷』(上海古籍出版社、二〇一七年)／陝西歷史博物館編『風引薙歌・陝西歷史博物館藏墓誌萃編』(陝西師範大学出版社、二〇一七年)／齊運通・趙力光主編『北朝墓志百品』(中華書局、二〇一八年)／北京

大学図書館金石組編『1996-2017 北京大学図書館新藏金石拓本菁華・続編』(北京大学出版社、二〇一八年)／毛遠明編著『西南大学新藏墓誌集釈』(鳳凰出版社、二〇一八年)／趙耀輝『北魏「王形墓誌」小考』(『青少年書法』二〇一九年)／楊振威『洛陽新出北魏元泰墓志考釈』(『文物研究』二〇一九年第五期)／張永華・趙文成・趙君平編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚三編』(国家図書館出版社、二〇二〇年)

参考文献 【梶山目録】未収録の北魏墓誌史料・日文

梶山智史「稀見北朝墓誌輯録(一)・(三)・(四)」(『東アジア石刻研究』第六・七・八号、明治大学東アジア石刻文物研究所、二〇一五・二〇一七・二〇一九年)

【付記】本稿は二〇二〇年度文部科学省科学研究費補助金(若

手研究・20K13209 および基盤研究C・20K01017)による研究成果の一部である。

(おおち せいこ 名城大学理工学部教養教育助教)

【表1】 北魏墓誌銘文より判明する銘辭の撰文者

< 1、史臣 >

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年(年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」
①	比丘尼統慈慶墓誌	正光5年(524)5月18日	征虜將軍・中散大夫・領中書舍人の常景
	【梶山目録304】		「乃命史臣、作銘誌之」
②	元擇墓誌	孝昌元年(525)11月20日	史臣
	【梶山目録343】		「乃命史臣、鑄芳玄室。其詞曰」
③	元熙墓誌	孝昌元年(525)11月20日	史臣
	【梶山目録341】		「爰命史臣、勒銘泉室。其詞曰」
④	胡明相墓誌	孝昌3年(527)5月23日	史臣
	【梶山目録398】		「乃命史臣、作銘曰」

< 2、墓主の親族 >

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年(年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」*根拠
①	元颯墓誌	延昌3年(514)11月4日	季弟の元欽(北魏宗室)
	【梶山目録144】		「敬飾玄石、以述清徽。乃作銘曰」
②	高道悦夫人李氏墓誌	神龜2年(519)2月20日	子の高輝(遼東高氏)
	【梶山目録203】		「因此動際、追立誌序」
②	高道悦墓誌	神龜2年(519)2月20日	子の高輝(遼東高氏)
	【梶山目録204】		*【梶山2016】は改葬・撰文者とする
③	李叔胤妻崔賓媛墓誌	神龜2年(519)4月12日	外甥の崔巨倫(博陵崔氏)
	【梶山2015-9】		「文夫人長弟…巨倫孝宗造」
④	孫遼浮図銘記	正光5年(524)7月25日	子の孫顯就・靈鳳・子沖等(定州孫氏)
	【梶山目録305】		「追述亡考精誠之功、敬造浮図一区、置於墓所…迺作銘曰」
⑤	元茂墓誌	正光6年(525)3月17日	弟の元洪略(北魏宗室)
	【梶山目録329】		「以名鐫石、方与地富。其辭曰」
⑥	李遵墓誌	正光6年(525)5月22日	内妹の夫の張景淵
	【梶山目録330】		「敬刊幽石、勒美玄堂。其詞曰」
⑦	羊祉妻崔氏墓誌	孝昌元年(525)8月30日	子の羊允(泰山羊氏)
	【梶山目録333】		「亦是其實録云」
⑧	元拳(景昇)墓誌	武泰元年(528)2月21日	弟の元景文(北魏宗室)
	【梶山目録414】		「故託金石以鐫声、凶風輪以刊徳。乃作銘曰」

⑨	長孫季及妻慕容氏墓誌	太昌元年 (532) 11 月 18 日	子の長孫慶等 (宗室十姓)
	【梶山目録 506】		「謹追録遺徽、少數哀苦…乃作銘曰」
⑩	長孫士亮妻宋靈妃墓誌	永興 (熙) 2 年 (533) 正月 30 日	夫の長孫士亮 (宗室十姓)
	【梶山目録 534】		「乃鏤石於泉宮。其詞曰」
⑪	元鑽遠墓誌	永熙 2 年 (533) 11 月 25 日	序は長兄の元暈業？銘辭は季弟の元昭業 (北魏宗室)
	【梶山目録 544】		「長兄暈業…一離同体、永辭偕老…季弟昭業為其銘曰」

### < 3、墓主 (墓主の親族) の友人 >

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年 (年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」
①	元弼墓誌	太和 23 年 (499) 9 月 29 日	趙郡李珍 (漢族五姓)
	【梶山目録 39】		「託金石以遺文。乃作銘曰…感哀去友」
②	尹祥墓誌	孝昌 2 年 (526) 7 月 24 日	直寢・洛陽令の李該
	【梶山目録 361】		「友人直寢・洛陽令李該…乃憑筆以追余高、寄銘以伝遺詞、曰」
③	寇霄墓誌	永安 3 年 (530) 2 月	司馬彧 (漢人名族?)
	【梶山目録 479】		「朋友司馬彧…故望泉門而泣德、託玄石以誌音。其辭曰」
④	鄭平城妻李暉儀墓誌	太昌元年 (532) 3 月 12 日	序は子の鄭伯猷等 (漢族五姓)。銘辭は中書侍郎の魏収 (鉅鹿魏氏・北地三才)
	【梶山目録 539】		「哀嗣伯猷等…然書不尽言、無能万一。友人中書侍郎鉅鹿魏収…託其為銘」

### < 4、墓主 (墓主の夫) の同僚・部下・弟子 >

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年 (年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」
①	任城王妃李氏墓誌	景明 2 年 (501) 11 月 19 日	前国大農府功曹史の茹仲敬。夫 (北魏宗室) の部下。
	【梶山目録 51】		「前国大農府功曹史茹仲敬造」
②	皇甫麟墓誌	延昌 4 年 (515) 4 月 18 日	前雍州主簿・横水令の辛対
	【梶山目録 152】		「辛対与君纒篤…刊記金石。其辭曰」
③	元讜妃馮会墓誌	熙平元年 (516) 8 月 2 日	国臣の胤等。夫 (北魏宗室) の部下?
	【梶山目録 160】		「勒清塵於玄石。其辭曰」
④	寇憑墓誌	神龜 2 年 (519) 2 月 23 日	僚友
	【梶山目録 205】		「寄泉壤以図記、託幽堂以流詠。乃作銘頌」

⑤	劉阿素墓誌	正光元年 (520) 10 月	同火人・典御監の秦阿女等。宮女。
	【梶山目録 232】		「乃刊玄石、述像德音。其辭曰」
⑥	劉華仁墓誌	正光 2 年 (521) 3 月 17 日	同火人・内傅母の王遺女 (渤海王氏)
	【梶山目録 246】		「故刊玄石、述像德音。其辭曰」
⑦	王静墓誌	正光 4 年 (523) 3 月 11 日	故吏功曹の于悦等
	【梶山目録 280】		「乃作誌銘、其詞曰」
⑧	元隱墓誌	正光 5 年 (524) 3 月 11 日	門生故吏
	【梶山目録 300】		「宣述景行、題記氏族…其詞曰」
⑨	劇市墓誌	孝昌元年 (525) 11 月 20 日	故功曹の呂謐。主簿の哇玉等。
	【梶山目録 347】		「乃作頌曰」
⑩	李達及妻張氏墓誌	孝昌 3 年 (527) 5 月 10 日	魏郡功曹の邵阿 (同郷の官)
	【梶山目録 396】		「乃刊石作銘、播之不朽。其詞曰」
⑪	元繼墓誌	永安 2 年 (529) 8 月 12 日	前佐司徒府諮議參軍事・太常卿の王衍 (瑯琊王氏) と前佐司徒府記室參軍事・大將軍府從事中郎の新平馮元興等。(部下)「頗有文才・世寒」(『魏書』卷 79)
	【梶山目録 468】		「故鑿誌埏陰、刊載氏族。乃作銘曰」
⑫	法師杜墓誌	永熙 3 年 (534) 2 月 3 日	弟子の智微・道遜・覺意等
	【梶山目録 549】		「興言永慕、乃作銘曰」

＜ 5、墓主と明確なつながりが見られない者に依頼＞

No.	墓誌銘	紀年 (年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」* 根拠
①	李仲胤墓誌	正始 4 年 (507) 3 月 1 日	安東府主簿の盧文礼 (范陽盧氏)
	【梶山目録 554】		「鐫茲玉德、刊銘玄宮。安東府主簿范陽盧元礼造」
②	元淑及妻呂氏墓誌	永平元年 (508) 12 月 4 日	太常博士の青州田徽宝
	【梶山目録 92】		「太常博士青州田徽宝造、書者相州主簿魏洽」
③	陸希道墓誌	正光 4 年 (523)	銘辭は前涼州刺史・兼吏部郎中の袁翻 (陳郡袁氏)。「少以才学擅美一時」(『魏書』卷 69)
	【梶山目録 295】 『金石萃編』卷 29		「前涼州刺史兼吏部郎中陳郡袁翻字景翔制銘」
④	呂達 (通) 墓誌	正光 5 年 (524) 11 月 3 日	子の仁が「碩彦」に依頼
	【梶山目録 310・315】		「小子仁…詢碩彦以鐫誌、庶流芳於泉戸。乃作銘誌、其詞曰」



⑤	宣武帝嬪李氏墓誌	孝昌2年(526)8月6日	「工を簡びて能に命ず」
	【梶山目録363】		「故簡工命能、而作是頌焉」
⑥	侯剛墓誌	孝昌2年(526)10月18日	侍御史の戴智深(譙郡戴氏)
	【梶山目録367】		「侍御史譙郡戴智深文」
⑦	元湛墓誌	建義元年(528) 5 or 7月18日	宋靈烏(西河宋氏)
	【梶山目録437】		「西河宋靈烏文」
⑧	王誦墓誌	建義元年(528)7月27日	序は弟の王衍(琅邪王氏)。銘辞は撫軍將軍の李獎(頓丘李氏)。
	【梶山目録439】		「弟衍…謹序遣行、寄之鐫勒。撫軍將軍頓丘李獎…輒憑以為銘」
⑨	元樹墓誌	北魏(時期不詳)	温子昇(北地三才)
	【梶山目録1159】		*『全後魏文』巻51、温子昇

【表2】 北魏における誄の撰文者 \*巻は『魏書』の巻数

No.	巻	撰文者	撰文者が判明する記載内容
1	48	高允	允所製詩賦誄論表讚・左氏・公羊釈・毛詩拾遺・論雜解・議何鄭膏肓事・凡百余篇、別有集行於世。…允弟推…遇疾卒於建業。…允為之作誄。
2	93	文士 百余人	王叡、字洛誠、自云太原晋陽人也。…尋薨、時年四十八。高祖・文明太后親臨哀慟、…京都文士為作哀詩及誄者百余人。
3	62	李彪	李彪、字道固、頓丘衛國人、高祖賜名焉。…其所著詩頌賦誄章奏雜筆百余篇、別有集。…彪雖与宋弁結管鮑之交…及弁卒、彪痛之無已、為之哀誄、備尽辛酸。
4	39	李仲尚	伯尚弟仲尚、…二十著前漢功臣序讚及季父司空冲誄、時兼侍中高聰、尚書邢巒見而歎曰、「後生可畏、非虛言也。」…景明中、坐兄事賜死、年二十五。
5	65	李平	李平、字曇定、頓丘人也…熙平元年冬卒…所製詩賦箴諫 詠頌、別有集録。
6	55	劉懋	芳從子懋、字仲華。…熙平二年冬、暴病卒。…懋詩誄賦頌及諸文筆、見称於時。
7	32	封偉伯	偉伯、字君良…雅為太保崔光・僕射游擊所知賞。…正光末、尚書僕射蕭宝寅以為關西行台郎。及宝寅為逆、偉伯乃与南平王冏潛結關中豪右韋子粲等謀拳義兵。事發見殺、年三十六、時人惜之。…偉伯撰封氏本録六卷、并詩賦碑誄雜文數十篇。
8	20	元延明	出帝初、贈太保、王如故、諡曰文宣。所著詩賦讚頌銘誄三百余篇。

